

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19520078

研究課題名（和文） 法とその外部—西洋思想史における「政治的なもの」

研究課題名（英文） Law and Its Others: the Political in the History of Western Thoughts

研究代表者

竹島 あゆみ (TAKESHIMA AYUMI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：70273951

研究成果の概要（和文）：

本研究の成果はまず、西洋政治思想史のうちに、「法」の特権的な優越性を守ろうとする立場と、「法の外部」の重要性を強調する立場との対立を見て取ったことにある。そのさい我々は第一に、両方の立場を捉えたヘーゲルの政治思想に着目した。第二にカール・シュミットのいう「政治的なもの」の概念を批判的に受容し、そして援用することで、西洋政治思想史全体を「法」と「その外部」との対立的で補完的な関係として読み解いた。そしてそれを通じて、現代において我々自身が直面する「政治的なもの」を理解し、制御することには固有の困難さがあることを示した。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study was to find out in western political thoughts the conflict between the two points of view: one protects the privileged superiority of 'law' to political matters, while the other emphasizes the importance of 'the political' as the 'others' of the law. In this study we primarily focused on the political thought of Hegel who clearly noticed and grasped both standpoints. Secondly we critically accepted and applied Carl Schmitt's concept of 'the political', trying to analyze the entire history of western political thoughts in a confrontational as well as complementary relation between 'law' and its 'others'. The results show that there are characteristic difficulties in comprehending and controlling 'the political' today.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学、哲学・倫理学

キーワード：哲学・法・社会・政治・歴史・ヘーゲル・シュミット

1. 研究開始当初の背景

ヘーゲル哲学、特にその法哲学の発展史に関わる文献学的な研究を積み重ねる中で、ヘーゲルの政治思想のなかに、ある対立を見いだすに至った。それは「法」と「その外部」との対立である。のみならず、このことがヘーゲル哲学の射程を超えて、古代から現代にいたるまでの西洋政治思想史を貫いて存在しているのではないかという着想を得た。

2. 研究の目的

西洋政治思想史における「法」と「法の外なるもの」の系譜を跡づけることによって、この対立こそが、政治の根幹をなし、またさまざまな政治思想を生み出してきたことを明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 古代政治思想におけるノモスとピュシス、(2) 中世政治思想における神の国と国家、(3) 近世政治思想における自然法論と自然法論批判、(4) 近代哲学の終焉と国家の限界、(5) 政治思想における「政治的なもの」、(6) 現代思

想の挑戦—我々にとっての「法」と「その外部」という観点から文献学的及び概念史的方法によって考察する。

4. 研究成果

西洋政治思想史を「法」と「その外部」という観点から通覧しようという試みはこれまでの政治思想研究には例のないものであり、この点に本研究の特色がある。

(1) 本研究の第一の成果は、ヘーゲル及びカール・シュミットの政治思想を批判的に受容し、再構成したことである。

①ヘーゲルの「歴史哲学」を、「法哲学」に対置しこれこそが「法の外部」であるという視点から再解釈した。

歴史哲学はヘーゲルの著作のなかでも悪評高いものであった。とりわけ、リベラリズムの立場からは、ヘーゲルの歴史観のうちに、アジアから出発しゲルマン文化を頂点とする自文化中心主義的な史観を見出し、後のナチズムに結びついていくような全体主義的傾向を指摘する批判が多く見られた。このような批判はもちろんの外れである。しかしヘーゲル研究者がしばしば行ってきたように、この

批判に対して単に反発したり、「ヘーゲルのリベラルさ」を強調したりすることもまた、むしろヘーゲルの歴史哲学の価値を見失わせるように思われる。本研究ではヘーゲルの歴史哲学がそのようなある種の「危うさ」を孕みながら、それゆえに「政治的なもの」のデモニッシュな姿を生々しく捉えている点に着目した。それはカール・シュミットの政治思想が一面では現実にワイマール共和国の崩壊に寄与しナチスに荷担したとされながら、当時の政治的現実を冷徹に見抜いていたことと通底する。

②そこで第二に、ヘーゲルから、ニーチェの「力への意志」の構想を通じて、カール・シュミットへつながる西洋政治思想史上の一本のラインを見出し、考察することを試みた。シュミットの「政治的なもの」—それは「友—敵」関係としてのみ捉えられるものであり、集団が敵対関係に置かれ、それぞれが他方を和解不可能な敵として認識するに至ったとき初めて立ち現れるものである。このような状況において「主権者とは、例外状態において決断を下すものである」（『政治神学』）といわれる。この決断は法に拘束されず、法の外部に存する。この規定自体が、ヘーゲル以来の一つの特異な歴史哲学の系譜に属することを解明しようとした。

(2) 本研究の第二の成果は、上記で得られた「法」と「その外部」との対立と宥和の関係を軸にした新たな視点から西洋思想史全体を捉え直そうとした点にある。

①プラトン対話編『ゴルギアス』において、ソクラテスはゴルギアスの弁論術は、政治の技術ではなくて、偽の政治術、あるいは政治術の影のようなものであるとする。「弁論術は、政治術の一部門の影のようなものである」。これに対し真の弁論術とは、「市民たちの魂ができるだけ優れたものとなるようにし、そ

して聴衆にとって快であろうが不快であろうが、いつも最善を語って、常にその態度を守り通す」ような弁論術である。しかしこのような善を目指すものとしての技術という真の弁論術は、実は「政治的なもの」に対しては無力である。

②アウグスティヌスはその著『神の国』において、「二つの国を創ったのは二つの愛である。地の国を創ったのは、神を軽侮するほどに己れ自身を愛する愛であり、天の国を創ったのは、己れ自身を軽侮するほどに神を愛する愛である」と述べる。ここにおいて宗教と世俗、「神の国」と「地の国」とは峻別され、相容れないものとされている。しかし実は「神の国」の概念自体が一義的なものではなく、「来るべき神の国」であるにとどまらずにその「現存性」が問われるとき、それと「地の国」との関係が、ひいては「政治的なもの」との関係が問題にされざるをえない。

③グロティウスに始まる「近代自然法思想」において、自然法は人間本性に基づく法として、超歴史的な法的正義を包含するものと考えられている。これに対して、19世紀初頭の歴史法学派による自然法論批判から、自然法を否定して国家法のみを法とする法実証主義に至る反自然法論の系譜が対置される。

④最後に上記の三つの契機に見られる対立を総合しようとする試みが、ヘーゲルの法哲学のうちに見出されることを結論した。

(3) 本研究の第三の成果は、単に考察の記述にとどまらず、規範的な要請にも答えようとした点にある。なぜなら、「法の外部」を「法」に先立つものとして認めることは「超法規的措置の容認」（カール・シュミットのいう例外状態における主権者の決断が典型的である）につながる危険性を持ち、ひいては全体主義国家の台頭を許すとして、リベラリズムの立場から夙に批判されてきたからである。もち

ろん全体主義は擁護されるべきではない。しかしながら、今日において新たな全体主義への道を回避するためには、法の外部にある「政治的なもの」から目を背け黙殺するのではなく、むしろその実体と力とを検証しなければならない。本研究はこのようなアクチュアルな要請にも答えようとしたものであり、その点で意義をもつといえよう。

(4) これらの成果をもとに、今後の展望としては、フランクフルト学派（ハーバーマス、ホネット等）・リベラリズム（バーリン、ロールズ、J. グレイ等）・ポストモダニズム（フーコー、デリダ、S. ジジェク、R. コノリー、Ch. ムフ、J. アガンベン等）・共同体主義（テイラー、サンデル等）といった現代の政治思想からのこの問題への挑戦について取り上げ、それを通じて、現代において我々自身が直面する「政治的なもの」をより深く考察することを目指している。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

- ① 竹島あゆみ、自由への承認、承認への自由・4——ヘーゲル『法の哲学』における道徳性——、岡山大学文学部紀要、査読無、第53号、2010
- ② 竹島あゆみ、「承認」をめぐる——ヘーゲルとテイラー——・1、文化共生学研究、査読無、第9号、2010、29-39
- ③ 竹島あゆみ、「政治的なもの」をめぐる——ヘーゲルとカール・シュミット——、岡山大学文学部紀要、査読無、第52号、2009、5-15
- ④ 竹島あゆみ、自由への承認、承認への自

由・3——ヘーゲル『法の哲学』抽象法における契約と不法——、岡山大学文学部紀要、査読無、第51号、2009、33-42

⑤ 竹島あゆみ、自由への承認、承認への自由・2——抽象法における私・物・他者——、岡山大学文学部紀要、査読無、第50号、2008、33-43

⑥ 竹島あゆみ、自由への承認、承認への自由・1、岡山大学文学部紀要、査読無、第48号、2007、1-11

〔学会発表〕（計2件）

① 竹島あゆみ、「政治的なもの」をめぐる——ヘーゲルとカール・シュミット——、岡山哲学研究会 第6回例会、2009年9月26日、岡山大学

② 竹島あゆみ、歴史と学のあいだ——第一回法哲学講義録(1817/18)——、岡山大学哲学倫理学会、2008年2月3日、岡山大学

〔その他〕

ホームページ

<http://sites.google.com/site/aytakeshima>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

竹島 あゆみ (TAKESHIMA AYUMI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：70273951